

## 島根県告示第230号

土地収用法（昭和26年法律第219号。以下「法」という。）第20条の規定により事業の認定をしたので、法第26条第1項の規定により告示する。

平成27年3月24日

島根県知事 溝 口 善兵衛

### 1 起業者の名称

雲南市

### 2 事業の種類

雲南市立病院改築事業

### 3 起業地

#### (1) 収用の部分

島根県雲南市大東町飯田地内

#### (2) 使用の部分

なし

### 4 事業の認定をした理由

#### (1) 法第20条第1号の要件への適合性について

申請に係る事業は、島根県雲南市大東町飯田地内における27,775平方メートルの土地を起業地とする「雲南市立病院改築事業」（以下「本件事業」という。）である。

本件事業は、雲南市が設置する雲南市立病院（以下「市立病院」という。）を改築整備する事業であり、法第3条第24号に掲げる地方公共団体が設置する病院に関する事業に該当する。

したがって、本件事業は、法第20条第1号の要件を充足すると判断される。

#### (2) 法第20条第2号の要件への適合性について

本件事業の起業者である雲南市は、既に必要な財源措置を講じているので、本件事業を遂行する意思と能力を有すると認められる。

したがって、本件事業は、法第20条第2号の要件を充足すると判断される。

#### (3) 法第20条第3号の要件への適合性について

##### ア 得られる公共の利益

市立病院は、昭和23年3月に島根県農業会雲南共存病院として開院し、設置主体の変遷を経て平成23年4月から雲南市が設置主体となり、現在の病院名称に改めて雲南医療圏における中核病院として地域の医療需要に役立っている。また、市立病院は、標榜診療科目数14科、入院病床数281床を有しており、救急告示病院外15の医療機関に指定され、雲南医療圏の二次医療機関として一次医療機関及び三次医療機関との連携を進めるとともに、自治体病院として小児・周産期医療等の不採算部門を担うなど、県内医療体制における重要な役割を果たしている。

しかしながら、市立病院の主要な施設である西棟は、昭和42年7月に建築されて以降5回の大規模改修を行ってきたものの、衛生設備の腐食化、電気・機械設備の老朽化が進んでいるほか、西棟に存する一般病床203床のうち122床が医療法施行規則（昭和23年厚生省令第50号）に規定される一般病床1床当たりの床面積基準を満たしていない状況である。また、市立病院は、島根県災害拠点病院に指定されているが、西棟及び管理棟が建築基準法（昭和25年法律第201号）に基づく現行の耐震基準を満たしていないため、災害発生時にも継続して医療を提供するために早期の改修等が必要となっている。さらに、病院敷地内には増改築により形成された施設が分散し、駐車場からの移動距離も長くなっていることから、医療従事者及び利用者の移動に支障を来している。

本件事業の完成により、医療法（昭和23年法律第205号）等に規定される基準を満たす新本館棟が整備され、これまで複数棟に分散されていた機能が集約されることから、医療サービス提供の効率化を図ることができる。また、駐車場整備等により利用者の移動距離が短縮化されることから、利用者の負担軽減にも寄与するものである。

なお、本件事業の施工にあたっては、防音、防塵等に努め、周辺環境への影響が最小限になるよう配慮することとされている。

したがって、本件事業の施行により得られる公共の利益は、相当程度存すると認められる。

#### イ 失われる利益

起業者が行った調査によると、本件事業に係る土地には、文化財保護法（昭和25年法律第214号）及び絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律（平成4年法律第75号）により、起業者が保護のため特別措置を講ずべき動植物及び文化財は見受けられない。

したがって、本件事業の施行により失われる利益は軽微であると認められる。

#### ウ 事業計画の合理性

本件事業に係る起業地については、現地案と移転案の2つの施工位置について検討が行われている。現地案は移転案と比較して、既存施設への影響を考慮しながらの施工となり施工期間が長くなるものの、現在の病院敷地を活用でき新たに取得を要する土地の面積が最小限に抑えられること、医師住宅等の関連施設の整備が不要であり経済性に優れることなどから、社会的、技術的及び経済的な面を総合的に勘案すると、現地案が最も合理的であると認められる。

さらに、現地案における施行方法については、改築案（以下「申請案」という。）及び新築案の2つの案について検討が行われており、申請案は他案と比較すると、既存施設の活用により本件事業の施行に伴って排出される廃棄物の量が少ないこと、事業費が廉価であり経済性に優れることなどから、社会的、技術的及び経済的な面を総合的に勘案すると、申請案が最も合理的であると認められる。

したがって、本件事業の事業計画については、合理的であると認められる。

以上のことから、本件事業の施行により得られる公共の利益と失われる利益を比較衡量すると、得られる公共の利益は失われる利益に優越すると認められる。したがって、本件事業は、土地の適正かつ合理的な利用に寄与するものと認められるので、法第20条第3号の要件を充足すると判断される。

#### (4) 法第20条第4号の要件への適合性について

##### ア 事業を早期に施行する必要性

(3)アで述べたように、現在の市立病院は、西棟の衛生設備の腐食化や電気・機械設備の老朽化が進んでいること、一般病床の半数以上が1床当たりの床面積基準を満たしていないこと、度重なる増改築により施設が分散して医療従事者及び利用者の移動に支障を来していることなどから、早期に新本館棟等の整備を図る必要がある。

以上のことから、本件事業を早期に施行する必要性は高いものと認められる。

##### イ 起業地の範囲及び収用・使用の別の合理性

本件事業に係る起業地の範囲は、本件事業の事業計画に必要な範囲であると認められる。

また、収用の範囲は、全て本件事業の用に恒久的に供される範囲にとどめられていることから、収用又は使用の範囲の別についても合理的であると認められる。

したがって、本件事業は、土地を収用する公益上の必要があると認められるため、法第20条第4号の要件を充足すると判断される。

#### (5) 結論

以上のとおり、本件事業は、法第20条各号の要件を全て充足すると判断される。

よって、本件事業について、法第20条の規定により事業の認定をするものである。

#### 5 法第26条の2第2項の規定による図面の縦覧場所

雲南市役所（健康福祉部健康福祉総務課）